

「自然エネルギー地域発電推進事業」 Q&A

令和3年4月

○ 自然エネルギー地域発電推進事業の特徴	(頁)
Q 1 補助事業の特徴は	1
○ 補助対象者	
Q 2 誰が補助対象者となり、補助を受けることができるのか	1
Q 3 「地域協議会」の構成員は	2
Q 4 「知事が認める法人」とは	2
Q 5 設立して間もない民間事業者や地域協議会が申請する場合の決算書等の添付について	2
○ 補助対象事業	
Q 6 補助対象となる事業はどのようなものか	3
Q 7 太陽光発電事業はどのような事業が補助対象となりますか	3
Q 8 補助対象とならない事業はどのようなものか	3
Q 9 地域金融機関とは	4
Q 10 デューデリジェンスとはどのようなものか	4
Q 11 デューデリジェンスは誰に依頼すればよいか	4
Q 12 売電収入の還元はどのようにすればよいか	4
Q 13 補助対象となる経費はどのようなものか	4
Q 14 人件費は対象となるか	5
Q 15 発電施設の規模に制限はあるか	5
Q 16 補助金はどのくらい受けられるのか	5
Q 17 申請時に許認可や地域の合意が取れていることは必要か	6
Q 18 事業で得られた成果を公開する必要があるか	6
○ 補助金の申請	
Q 19 どのように申請するのか	6
Q 20 広域的な事業を実施する場合、どこへ申請すればよいのか	6
Q 21 「金融機関との協議状況がわかる書類」とは、具体的にどのようなものか	6
Q 22 「事業活動温暖化対策計画の写し」とはどのようなものですか？	6

○ 補助事業の選定

- Q23 補助金の採否は、どのようにして決められるのか 7
- Q24 どのような基準で選定するのか 7
- Q25 採否の結果はいつごろわかるか 8

○ 事業の実施

- Q26 採択から事業を始めるまでの流れはどのようなものか 8
- Q27 ソフト事業実施後、ハード事業の内容に変更があった場合どうすればよいか . . . 8
- Q28 契約関係手続きについて教えてほしい 9
- Q29 事業の実施に当たって注意すべきことはあるか 9
- Q30 事業計画に変更が生じる場合の手続きは 9
- Q31 事情により発電設備工事の着工が著しく遅延する場合はどうなるか 9

○ 補助金の受領

- Q32 事業の実施途中に補助金の交付を受けたい場合は 10
- Q33 事業完了後、補助金受領までの手続きはどのようなものか 10

○ 事業の評価

- Q34 「事業総括書」は事業実績報告とは違うのか 10

○ 補助事業完了後の留意点

- Q35 補助事業完了後の留意点について 11

○ 収益納付

- Q36 補助金の納付期間、納付率は 11
- Q37 売電収入はどのように管理すればよいのか 12
- Q38 売電収入が計画どおり入らなかった場合の納付はどうなるか 12
- Q39 財産処分制限期間中に事業の継続が困難となった場合はどうなるか 12
- Q40 収益納付型補助金は、会計上どのように処理すればよいか 12
- Q41 収益納付完了後のガバナンスの確保について 12

○自然エネルギー地域発電推進事業の特徴

Q1 この補助事業にはどのような特徴があるのですか？

A1 次の4点が主な特徴です。

- ① ソフト事業（調査計画作成設計）及びハード事業（発電設備導入）を対象として支援を行う補助事業であること
- ② 地域金融機関の融資と協調した補助事業であること（自己資金が少なく資金調達が困難な者への初期投資をサポートします。）
- ③ 固定価格買取制度（FIT）を活用した売電事業に対する補助事業であること
- ④ 収益納付型（売電収入があった翌年から15年で補助金を返還）の補助事業であること

○補助対象者

Q2 誰が補助金の対象者となり、補助を受けることができるのですか？

A2 ソフト事業の場合は市町村と民間事業者、ハード事業の場合は民間事業者が対象となり、原則法人格を有することが必要です。

なお、民間事業者とは、県内に主たる事務所を有する以下の者をいいます。

（個人や、暴力団と密接な関係を有する団体等は対象となりません。）

- ① 民間企業等 以下の表の要件を満たす者をいう。

業種	民間企業等の要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人

注) 資本金、出資額又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。

県内の主体の出資割合が過半であることが必要です。

- ② NPO等

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般公益法人、公益社団法人、公益財団法人及び法人格を有しない非営利団体（本事業の補助金交付申請時までに法人格を取得することが見込まれるものに限る。）

③地域協議会

県内の住民、NPO、民間事業者、大学又は行政機関等で構成される協議会であって、事務局又は本事業の責任者が規約等により明確になっているもの（本事業の補助金交付申請時までに法人格を取得することが見込まれるものに限る。）

なお、ソフト事業にあつては、事務局が地方公共団体に設置されているもの及び事業を推進する責任者が地方公共団体の役職者または法人の役員で、推進体制が規約等により規定されている場合は対象となります。

④その他法人格を有する組織で知事が認める事業者

Q3 「地域協議会」はどのような構成員でもよいのですか？

A3 地域協議会は、市民、NPO、民間事業者、大学または行政機関等で構成する組織で自然エネルギーの普及に取り組む組織体をいいます。上記の構成員はあくまでも例示であり、2者以上の構成員であれば地域協議会として申請することは可能です。

自然エネルギーを推進していくためには、様々な立場の地域関係者の参画のもと合意形成をしていくことが必要であり、このような組織を補助対象者として想定しています。

Q4 「知事が特に認める法人」とは、どのような事業者ですか？

A4 本事業は、原則法人格を有する組織を対象としており、民間事業者の場合は本事業でいう民間企業等やNPO以外の法人についても、知事が認める事業者としており、以下のものが含まれます。

県内に主たる事務所を有する土地改良区、農業協同組合、森林組合、事業協同組合、企業組合、有限責任事業協同組合など。なお、これ以外の場合は、事前に県環境政策課ゼロカーボン推進室へご相談ください。

Q5 設立して間もない民間事業者や地域協議会が申請する場合は、実績がなく2期分の決算書等がないのですが、どうすればよいのですか。

A5 本事業を確実に実施し、補助事業終了後も継続して事業を行なえる資質があるかを判断するため決算書等の提出をお願いしています。よって、「経理的基礎（財務能力）」や「経理等事務管理責任体制」が担保されているかを確認する必要があり、申請者別に、以下のとおり書類を提出していただくこととしています。

なお、以下の書類が提出できない場合は別途ご相談ください。

1 民間事業者の場合

- ・資産に関する調書
- ・主たる出資者の決算書等

2 地域協議会の場合

- ・構成員の責任の所在がわかる書類
- ・責任者（主たる事業を実行する構成員）または事務局となる者に対して上記1と同じ書類

○補助対象事業

Q6 どのような事業が対象となるのですか？

A6 自己資金が少なく資金調達が困難であるが、補助金による支援と金融機関の融資との協調により事業化が可能となる事業であり、地域住民、NPO等、地域の多様な事業主体が地域金融機関等と連携して取り組む自然エネルギーを活用した発電を行う事業（自家消費ではなく固定価格買取制度を活用した売電事業）となります。（売電収益の一部を地域、住民その他公共的利益のために還元することが必要です。）

ハード事業の場合は、地域金融機関等から融資を受け事業を実施すること、取り組む自然エネルギー事業について第三者のデューデリジェンスを経ていること（デューデリジェンスについては、太陽光発電事業は、この限りでない）が条件となります。

自然エネルギー：太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマスなど

- 1 公共施設を核とした自然エネルギー発電事業
- 2 地域との連携等による発電事業
太陽光、小水力、バイオマス事業など
- 3 地域資金活用型の発電事業
地域の住民や企業からの出資など、新しい資金調達の手法の活用による事業など
- 4 地域の人材、資源、資金を活用する発電事業

Q7 太陽光発電事業はどのような事業が補助対象となりますか？

A7 太陽光発電事業については、金融機関からの融資が受けやすくなっている状況を踏まえ、特色ある事業（例えばソーラーシェアリングなど）に限り補助対象とします。

Q8 補助対象とならない事業にはどのようなものがありますか？

A8 次の事業は対象となりません。（申請を受付できません。）

- 1 県又は市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業
- 2 国が支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- 3 国又は県が出資する公益財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- 4 市町村が分担金又は負担金を支出する事業
- 5 宗教的活動に関する事業
- 6 政治的活動に関する事業
- 7 公序良俗に反する事業
- 8 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

Q9 「地域金融機関等」とは具体的にどのようなものをいうのですか？

A9 地域主導による自然エネルギー発電事業の推進に当たっては、地域経済活性化の観点から地域資金の活用を図る必要があります。このため、県内に本店を有する地域金融機関（地方銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等）及び地域金融機関が主体となって連携融資を行う複数の金融機関の集合体を「地域金融機関等」と定義し、そこから融資を受け事業を実施することをハード事業の補助要件としています。

Q10 デューデリジェンスとは具体的にどのようなものをいうのですか？

A10 自然エネルギー発電事業の収益性や事業リスクについて技術、財務、法務など、多角的な面から事業の収益性や事業リスクを詳細に調査するものです。金融機関の融資の審査に資する資料となるものであることから、デューデリジェンスを経ていることをハード事業の条件としています。

なお、どの範囲、程度までデューデリジェンスを実施する必要があるかは、事業計画や金融機関の方針によって異なると考えられるため、あらかじめ融資を受けようとする金融機関の意見を聞いて実施することが適切です。

Q11 デューデリジェンスは誰に依頼すればよいのでしょうか？

A11 金融機関は融資の審査にあたり、信頼できる第三者が実施したデューデリジェンスを求めると考えられます。そのため、委託する際には、融資を受けようとする金融機関の意見を聞いて候補となる業者を選出することが適切です。

なお、小水力発電事業であれば、例えば一般社団法人小水力開発支援協会や、全国小水力利用推進協議会の会員であるコンサルタント業者などが想定されます。

Q12 売電収入の地域等への還元方法にはどのようなものがありますか？

A12 本事業は、売電収入の積極的な還元により、地域経済の活性化や地域課題の解決が促進されることを期待しています。そのため、発電事業の実施に伴って通常生じる支払コストを超えた還元が必要となります。

還元の方法については様々なアイデアがあると考えられますので、特に限定していませんが、例えば、事業を実施する地域の住民から市民出資を募り売電収益を分配するとしたり、売電収益から一定の率の額を市町村や自治会等に寄付したりすることが考えられます。

なお、売電収入の地域等への還元は補助金交付の条件となるため、特にハード事業の計画承認申請にあつては、申請時までには相当程度確定し、文書等により確定的にする必要があります。

Q13 補助対象経費とはどのようなものですか？

A13 事業の実施に係る経費のうち、一部の経費は補助金を算出する上で対象となりません。

1 対象となる経費

(1) ソフト事業

- ・基本計画、詳細設計、計画策定、実施設計、デューデリジェンス等
報償費、旅費、消耗品費、調査委託費、設計委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、並びにその他知事が必要と認めた経費

(2) ハード事業

- ・発電設備導入に係る工事費等及びその他知事が必要と認めた経費

2 補助金額の算出にあたって対象外とする経費

- ・団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
- ・用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- ・食糧費

- ・損失補填的な経費
- ・過剰施設、将来施設、兼用施設、予備施設及び撤去に係る経費
- ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達等を受けた場合並びに自社製品を調達する場合の経費の全部又は一部（国の例（別添「(参考) 補助事業における利益等排除について」）に準じて利益等排除）
- ・その他知事が不相当と認める経費

Q14 人件費は対象となりますか？

A14 補助事業者が雇用している職員の人件費は対象となりません。ただし、新たに本事業のために臨時的に人を雇用し、又は非営利団体のスタッフであって有給雇用されていない場合など調査等の業務を行う者の経費を賃金として支出することは可能です。

Q15 発電施設の規模に制限はありますか？

A15 発電事業として成立するか否かが補助事業選定に当たってのポイントとなります。したがって、発電規模に制限は設けませんが、事業計画の審査において事業性の評価を行い、採否を決定させていただきます。

なお、補助金額については後述のとおり上限を設定させていただいております。

Q16 補助金はどのくらい出るのですか？

A16 事業の種類により異なりますが、事業内容等により次のとおりです。

なお、申請者の自己資本等の財務状況や金融機関からの融資、事業計画等を総合的に勘案し、個別事業ごとに補助金額を算定します。したがって、補助金を限度額まで支出しなくても事業実施が可能と判断された場合は、補助金を減額する場合があります。

事業の種類	補助対象経費	補助率	補助金の限度額	補助対象者
自然エネルギー地域発電推進事業	1 ソフト事業 太陽光発電事業を除く自然エネルギー発電に係る調査（流量調査、測量等）、計画作成（事業計画策定、組織体制構築等）、設計（基本設計、詳細設計等）及びデューデリジェンス等に要する費用	2/3以内	700万円	市町村 民間事業者
	2 ハード事業 自然エネルギー発電に係る発電設備導入（工事費等）に要する費用	太陽光発電 1/4以内	1,500万円	民間事業者
		小水力発電 4/10以内	12,000万円	
		バイオマス発電等 3/10以内	9,000万円	

Q17 申請段階で、許認可や地域の合意が取れていることが必要ですか？

A17 ソフト事業実施の段階では、必要な許認可の見通しがつき、地域の合意がある程度とれていることが必要です。事業の採択を受けてから地域へ話をする、あるいは実施箇所を募集するといった計画では、具体性や計画性が認められないので、採択することは困難です。

ハード事業実施の段階では、必要な許認可や事業を実施する土地等の権利の取得及び地域の合意がなされていることが必要です。

Q18 事業で得られた成果は、公開する必要がありますか？

A18 本補助金の適用を受けて実施した成果は、広く県民に情報公開していただくこととなります。よって、基本は公開を前提に事業計画を策定いただき、実施後は全県で情報共有させていただきますこととなりますので、あらかじめご注意ください。

○補助金の申請

Q19 どのように申請するのですか？

A19 事業の応募は、事業を実施しようとする場所が所在する市町村（自然エネルギー推進担当課）に申請書類等を提出してください。（市町村から県地域振興局環境担当課に提出されま

す。）
事業計画や申請に関する相談などは、県環境政策課ゼロカーボン推進室または県地域振興局環境担当課までお願いします。

Q20 市町村や地域振興局の管轄を越える広域的な事業を実施する場合、どこへ申請すればよいのですか？

A20 市町村を越える広域的な事業を行う場合は、その地域を管轄する地域振興局へ提出してください。また、地域振興局の管轄を越える広域的な事業を行う場合、活動拠点を管轄する地域振興局へ提出してください。不明な場合は県環境政策課ゼロカーボン推進室へご相談ください。

Q21 「金融機関との協議の状況や担保保証の内容が分かる資料」とは、具体的にどのようなものですか？

A21 本事業は地域の資金を活用し、地域経済の活性化につなげることを主な目的の一つとしています。そのため、可能な限り早期に地域金融機関と連携協議し、地域での資金調達が円滑に進むようにしてください。金融機関との協議の状況については、金融機関との打ち合わせ記録等を提出してください。合わせて、既に融資の申し込みが行われている場合は、申込書及びその添付資料の写しを提出してください。担保保証の内容については、その種類や金額について任意の様式で説明資料を提出してください。なお、ソフト事業であっても、上記の目的に鑑みて、早期に県内金融機関との連携協議を進めるようにしてください。

金融機関との協議手順については、以下の流れを想定しています。

- ① 発電事業計画策定時 資金計画策定にあわせ金融機関と協議開始
- ② 調査設計完了時 具体的な事業計画（事業費等）確定後、協議融資申し込み

- ③ ハード事業計画書提出（補助事業応募）時 協議状況等及び融資申込書写し添付
- ④ 県からの採択決定時 採択通知の写しを金融機関に提出、融資決定
- ⑤ 県への補助金交付申請時 金融機関からの融資決定通知等を添付

Q22 「事業活動温暖化対策計画の写し」とはどのようなものですか？

A22 事業活動温暖化対策計画とは、長野県地球温暖化対策条例第 12 条の規定により事業者が県に提出する、事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の地球温暖化の防止のための計画です。自然エネルギー地域発電推進事業（以下「本事業」といいます。）を実施しようとする場合は、あらかじめ事業活動温暖化対策計画を提出し、本事業の計画承認申請書の提出時に、その写しを添付してください。

また、既に事業活動温暖化対策計画を提出しており実施状況等を県に報告している場合は、本事業の計画承認申請書提出時に、事業活動温暖化対策計画に代えて実施状況等の写しを添付してください。

事業活動温暖化対策計画の詳細は、下記ホームページに掲載しています。

ご不明な点がある場合は、県環境政策課ゼロカーボン推進室へお問い合わせください。

◇長野県地球温暖化対策条例 計画書制度（長野県ホームページ）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

○事業の選定

Q23 補助金の採否は、どのようにして決められるのですか？

A23 学識経験者及び行政関係者で構成する選定委員会で採択事業を選定します。このことにより、事業計画の妥当性を担保するとともに選定過程の透明化を図ります。

Q24 どのような基準で選定するのですか？

A24 事業計画の採否に当たって、まずは「事業性」、次いで「公益性」「地域性」について審査します。具体的には、次の基準により選定します。

1 事業実施主体の適格性について

(1) 実施体制の適格性

- ア 県内に主たる事務所を有しているか
- イ 組織の財政基盤は安定しているか
- ウ 運営の公開性、透明性は高いか
- エ 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているか

(2) 取組の推進体制の妥当性

主たる責任者に管理能力があり、発電事業に関連する他の主体との調整及び連携を行う体制が構築されており、または構築することが確実と認められるか

2 事業内容及び実施方法について

(1) 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

- ア 現状の課題等を的確に把握し、事業の目的趣旨と合致している提案内容であるか
(事業実施計画に係る関係法令の許認可等を得ることが確実と見込まれるか、事業実施計画が良好な自然環境の形成に悪影響を及ぼすものでないかを含む。)
- イ 目的達成のための具体的な事業実施内容となっているか(地域金融機関等からの融資を受ける事業であるか、地域に賦存する資源を効率的に利用し売電収益を還元する取組等により、地域の活性化に好影響を及ぼすことが期待されるかを含む。)

(2) 実施方法の効率性

- ア 事業実施スケジュールに無理がないか
- イ 速やかに発電事業を開始できるものになっているか

(3) 経費配分の適切性

- ア 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか
- イ 最小の経費で、最大の効果を狙っているか

(4) 権利関係の適切性

- ア 事業を行う土地等の権利取得等が適切に行われているか
- イ 分譲による土地の取得等又は住宅等の屋根借りにより発電事業を行う場合は、事業の持続可能性や出資者利用者保護等が担保されているか

3 事業の効果について

(1) 成果目標

- ア 発電事業の持続性及び継続性が確実と見込まれるか
- イ 事業内容及び実施方法から判断して、目標は実現可能か

(2) その他の効果

他団体の模範となるような波及効果が期待できるか

4 その他、知事が必要と認める基準を満たしているか

Q25 採否の結果はいつごろわかるのですか？

A25 選定委員会で補助金を交付する事業を選定し、締切から概ね 30 日程度で採否結果を申請者に通知します。

○事業の実施

Q26 採択から事業を始めるまでの流れはどのようなものですか？

A26 「計画承認内示」→「交付申請」→「交付決定」→「事業実施」となります。

- 1 「計画承認内示」 (県庁 → 地域振興局 → (市町村) → 申請者)

事業の選定結果を地域振興局(市町村)から通知します。民間団体の場合は、市町村より通知されます。

なお、事業計画が不採択となった場合についても、理由を明記して申請者に通知します。

- 2 「補助金交付申請」 (申請者 → 地域振興局 → 県庁)

内示のあった採択事業について、補助金交付申請をしていただきます。

内示はあくまで「仮決定」ですので、別途補助金交付申請書を提出いただきます。

3 「交付決定」 (県庁 → 地域振興局 → 申請者)

提出いただいた交付申請書に基づき、地域振興局から通知します。

この交付決定がいわゆる「正式決定」となります。

4 「事業実施」(申請者)

原則として、この交付決定以降に事業を実施してください。「事業の実施」とは、調査委託等の見積書をとったり、事業に必要な物品等を購入したり、入札を実施することも含まれます。ただし、計画承認内示後、交付決定前にやむを得ず事業を開始する必要がある場合は、「早期着手承認申請書」を提出いただき、承認されれば事業実施が可能です。その際は、県環境政策課ゼロカーボン推進室へご相談ください。

Q27 ソフト事業実施後、ハード事業の内容に変更があった場合はどうすればよいですか？

A27 ソフト事業を実施した結果、事業計画書に記載したハード事業の内容に変更が生じた場合は、事業計画変更承認申請書を提出いただき、承認を受ける必要があります。

Q28 契約関係手続きについて教えてください。

A28 契約相手先の選定は、入札方式が基本となります。契約や見積もりについては、下記の点にご留意ください。

- ・会計処理の規定がある事業者にあつては、それに従ってください。会計処理の規定のない事業者にあつては、県の基準に準じ、2万円以上10万円未満は1者見積、10万円以上は複数見積としてください。
- ・見積書は、申請書に添付したものを使い回すのではなく、事業を行う際には取り直してください。
- ・複数見積の場合は、同一条件で徴してください。
- ・随意契約とする場合は、その理由を明確にしてください。

Q29 事業の実施に当たって注意すべきことはありますか？

A29 以下の点に留意してください。

- ・パンフレット等の印刷物の作成について
校正に十分注意を払い、内容の誤りや誤字脱字のないようにしてください。
- ・謝礼や配布物等について
講演会の講師に対して謝金を支払った上に土産物を渡したり、一般参加者等への配布物が著しく高額な場合などは、補助対象外と判断されますので、ご注意ください。

Q30 申請の際に提出した書類の内容や採択となった事業計画に変更が生じる場合の手続きは？

A30 次の場合には地域振興局を通じて県に変更承認申請書の提出が必要です。

なお、民間事業者の場合は、市町村を通じて申請します。

- 1 事業の実施箇所、施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更が生じた場合
- 2 ソフト事業実施の結果、計画承認申請時のハード事業も含めた事業計画内容に変更が生じた場合

3 交付の対象となる経費が20%以上増減する場合

また、事業期間の延長や事業の中止等を行う場合にも県への申請が必要ですので、県環境政策課ゼロカーボン推進室までご相談下さい。

Q31 ハード事業の交付決定後、事情により着工が著しく遅延する場合はどうなりますか？

A31 事業計画に記載したハード事業の着手時期が著しく遅延する場合は、速やかに「自然エネルギー地域発電推進事業着手遅延承認申請書」（様式第26号）を提出し承認を受けてください。

なお、合理的な理由がないと判断される場合は、交付の取り消し等を行う場合があります。

○補助金の受領

Q32 事業の実施途中に補助金の交付を受けたい場合は、どのような手続きが必要ですか？

A32 県に交付（前金払概算払）請求書を提出することで、前金払または概算払を受けることができます。ただし、前金払は交付決定額の30%まで、概算払は請求する段階での出来高（支出分）の90%が上限となります。

概算払を請求する場合は、出来高を確認できる書類や領収書請求書などの支出関係書類を添付してください。

Q33 事業が終わった後、補助金をもらうまでの手続きはどのようなものですか？

A33 事業完了後、30日以内に「事業実績報告書」（様式3号）を提出してください。

実績報告書には事業を実施した場所の分かる位置図、契約関係書類（契約書など）、支出証拠書類（領収書など）や事業実施中の写真などを添付していただき、実際にどのように事業が行われ、経費が支出されたかなどを確認し、事業内容によっては現地確認も行います。

支出の証拠書類が確認できない場合や、不備がある場合などには、補助金を交付できないことがありますので証拠書類等の管理には十分ご注意下さい。

実績報告をもとに県が適正な事業執行と認め、完了検査に合格した後、補助金額の確定を行い、「額の確定」通知をお送りします。その後「交付（概算払）請求書」（様式11号）を提出いただき、指定口座に補助金を振り込みます。

○事業の評価

Q34 「事業総括書」は事業実績報告とは違うのですか？

A34 実績報告と同時に「事業総括書」（様式第12号）の提出をお願いしています。この事業総括書には、事業を実施した団体による自己評価した内容を記載いただきます。事業実績報告書と記載内容が類似している部分もありますが、後日ホームページ等で公表させていただきます。

自然エネルギー地域発電推進事業を活用した事業の成果を広く県民の皆さんに周知し、また地域の取組事例の紹介をすることで、今後の取組の参考になり、また事業を実施された皆様にとっても、自分達の活動を知ってもらうきっかけとなると考えています。

○補助事業完了後の留意点

Q35 補助事業終了後、何か留意することはあるのですか？

A35 以下の点に留意いただく必要があります。

- ① 「事業達成状況報告」(様式第27号)により、事業終了後3年間、当該事業による達成状況を県(環境政策課ゼロカーボン推進室)に報告いただきます。(報告期限:調査対象年度の翌年度の6月末日)
- ② 補助金に係る収入を明らかにした帳簿、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了後の翌年度から起算して5年間備え、保管しなければなりません。
- ③ 本補助事業により導入した発電設備により発電を開始した場合は、半年ごとに発電状況等を「売電状況等報告書」(様式第23号)により報告いただくとともに、売電収入の一部を毎年度県に納付いただきます。(後述の「発電開始後の収益納付」参照)
- ④ 本補助事業により取得等した財産を、補助の目的に反して譲渡、交換、貸付、使用または担保等に供する場合は、別途手続きが必要です。なお、根抵当権を設定することは認められません。

○発電開始後の収益納付

Q36 補助金は何年間返還するのですか？また、毎年度返還する額(納付率)はどのくらいですか？

A36 ①返還期間

売電収入が生じた翌年度から返還し、期間は以下のとおりです。

- ・ソフト事業のみの場合:10年間
- ・ハード事業の場合:15年間(2年間据え置き)

②納付率

年間の売電収入額を限度とし、上記①の期間内に補助金相当額に達するまで返還いただきます。

- ・ソフト事業:各年10%(補助金額100万円の場合、年10万円×10年)
- ・ハード事業:地域金融機関等からの融資の型、自然エネルギー種別、ソフト事業実施の有無により、12パターンに類型化し、納付率を定めています。

(例)

小水力発電事業でソフトハード事業双方を実施し、金融機関からの融資の型が「元金均等型」、補助金9,000万円の場合

(単位:%、万円)

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	5.5	6.0	6.0	6.5	7.0	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	9.5	10.0
納付額	0	0	495	540	540	585	630	630	675	720	765	810	855	855	900

Q37 売電収入はどのように管理すればよいのですか？

A37 「売電状況等報告書」（様式第 23 号）の別紙により、毎月の売電状況等を記録してください。また、融資を受けた金融機関に、売電収入専用の口座と別に県への収益納付用の専用口座を開設いただき、毎月の売電収入から一定額を積み立てていただくことになります。

なお、売電収入用及び収益納付用の銀行口座の取引履歴や経営状況等の情報を、必要に応じて県から金融機関に照会する場合がありますのでご了承ください。

Q38 売電収入が計画どおり入らなかった場合の納付はどうすればよいですか？

A38 災害等により発電設備が毀損した場合など、やむを得ず売電収入が減少し、売電収支計画書による納付が困難となった場合は、「自然エネルギー地域発電推進事業売電収入変更報告書」（様式第 22 号）により報告してください。内容を検討の上、必要な指示を行います。

Q39 財産処分制限期間中に事業の継続が困難となった場合はどうなりますか？

A39 破産等やむを得ない事情により事業が立ち行かなくなった場合で、交付決定した内容で第三者が補助事業を継続する意思があるときは、知事の承認を受けて地位を継承し事業を継続することが可能です。

この場合、地位を承継した事業者が、売電収入から収益納付を行っていただくことになります。

Q40 収益納付型補助金は、会計上どのように処理すればよいですか？

A40 補助金で固定資産を取得した場合、通常は、補助金は収入で、受贈益が発生し、法人税課税が生じます。そうすると当該企業は、課税分だけ資金が減り、結果的に固定資産を購入するという補助金提供目的が実現できなくなります。これを避けるため、固定資産の圧縮記帳が行われます。これにより国等からの受贈益（補助金）分を固定資産の価額から実質的に減少させることになり、受贈益が生じたとき（補助金が流入したとき）には圧縮損を計上して、受贈益について課税関係が生じないようにするものです。

一方、今回の収益納付型補助金は、こうした補助金とは異なり、補助金対象企業に補助金による資金流入はあるものの、基本的に売上げが発生することを前提に、補助金の額を県に返還してもらうものであるため、当該企業にとっては、会計上、受贈益ではなく預り金に該当するものとなります。従って圧縮記帳はせず、購入する固定資産は購入金額のまま、通常の減価償却を行うことになります。

また、本収益納付型補助金の仕組み上、災害等で補助金の納付ができなくなる場合は、受贈益となりますが、その際は、災害損失も出るため、これと受贈益とが相殺されることになります。

Q41 収益納付完了後のガバナンスの確保について

A41 金融機関からの融資や当該補助事業の返還が終了した後、補助事業者においてはキャッシュフローが格段に増えることが想定されますので、事業関係者間の金銭に係る無用のトラブルを避けるためにも、予め収益分配計画を作成の上、関係者間でしっかりと配分等について確認、合意しておいてください。

(参考) 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず補助金交付の目的上ふさわしくないため、利益等排除方法を次のとおり定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明できる資料を提出していただきます。